

令和 8 年 5 月 11 日

青梅市立新町中学校 PTA 会員 各位

青梅市立新町中学校 P T A
本部役員一同

令和 8 年度 新町中学校 P T A

第 46 回総会の開催（書面議決のお願い）について

日頃より、PTA 活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年度より PTA 定期総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から従来の集合形式の総会から書面議決にて行ってまいりました。会員の皆様のご負担を減らす観点からも、今年度も引き続き書面議決にて開催いたします。

つきましては、総会資料をお読みの上、令和 8 年 5 月 22 日(金)までに書面議決書に記載の QR コードより Google フォームにて表決の提出をお願いいたします。もしくは、書面にて担任の先生までご提出ください。何卒、ご協力のほどよろしく願いいたします。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面議決書のうち賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。期限までにご提出がなかった場合には、賛成として取り扱わせていただきます。

新町中学校 PTA 本部では、会員の皆様の負担を軽減すべく改革を行っております。昨年度に引き続き、今年度のクラス委員について、学年委員・会報委員・校外委員の各委員の活動を一時休止とし、会報誌「拓く」を休刊とさせていただきます。

今年度は、保険の見直しや会費の回収方法の変更・暫定的な会費の減額を行いますので詳細につきましては各議案の資料をご確認くださいよう、よろしくお願いいたします。

また、今年度役員の役職につきましても、会長・副会長は設けず、一律に本部役員として活動させていただくことといたしますので、何卒、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

令和8年度

新町中学校PTA 第46回総会資料

令和8年度 青梅市立新町中学校PTA 総会次第（案）

【議 事】

| | | |
|-------|-------|---|
| 第1号議案 | 令和7年度 | PTA役員活動報告 |
| 第2号議案 | 令和7年度 | 委員会活動報告 |
| 第3号議案 | 令和7年度 | PTA会計決算書 <u>※別紙プリントにて配布</u> |
| 第4号議案 | 令和8年度 | 活動計画（案） |
| 第5号議案 | 令和8年度 | 役員・理事（案） <u>※別紙プリントにて配布</u> |
| 第6号議案 | 令和8年度 | PTA会計予算書（案） <u>※別紙プリントにて配布</u> （基金積立金（案）、事業収入特別会計予算書（案）） |
| 資 料 | | 青梅市立新町中学校PTA会則、細則、諸規定 |

※ 以下の議案は、別紙プリントにて配布いたします。

第3号議案 「令和7年度 PTA会計決算書」

第5号議案 「令和8年度 役員・理事（案）」

第6号議案 「令和8年度 PTA会計予算書（案）」

別紙プリントの書面議決書に記載のQRコードよりGoogleフォームにて各議案の表決をお願いいたします。

もしくは、別紙プリントの書面議決書に表決を記入し、担任の先生へご提出ください。

いずれの方法も、**令和8年5月22日(金)**までにご提出をお願いいたします。

本校在籍のご兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ個別にご回答ください。

Googleフォームにて表決した場合は、書面の提出は必要ございません。

令和7年度 PTA 役員活動報告

全体活動

| | |
|------------|--|
| 令和7年 5月12日 | 新町中学校 PTA 第45回総会 書面開催 |
| 5月30日 | 運動会のサポート（受付、駐輪場の誘導） 制服等のリサイクル販売 ※雨天のため延期し活動中止 |
| 10月10日 | 合唱コンクールのサポート（受付、出入口の誘導） |
| 10月25日 | 秋の教育環境整備ボランティア（廃品回収・花の植え替え等） |
| 令和8年 3月19日 | 卒業式（卒業生へ記念品、花の贈呈） |

役員会

| | |
|------------|--------|
| 令和7年 4月29日 | 第1回役員会 |
| 7月 2日 | 第2回役員会 |
| 9月24日 | 第3回役員会 |
| 12月13日 | 第4回役員会 |
| 令和8年 1月14日 | 第5回役員会 |
| 3月11日 | 第6回役員会 |
| 4月 8日 | 第7回役員会 |

理事会等

| | |
|------------|--------|
| 令和7年 4月29日 | 第1回理事会 |
|------------|--------|

三校連絡会（新町中学校学区三校）

会議等は中止（連絡先交換により連携）

中学校 PTA 連合会関連

| | |
|------------|-----------------------|
| 令和7年 6月 5日 | 青梅市中学校 PTA 連合会 第1回理事会 |
| 6月19日 | 青梅市中学校 PTA 連合会 総会 |
| 7月25日 | 令和7年度青梅市要望提出 |
| 9月11日 | 青梅市中学校 PTA 連合会 第2回理事会 |
| 10月29日 | 青梅市中学校 PTA 連合会 会長会 |
| 令和8年 3月25日 | 青梅市中学校 PTA 連合会 第3回理事会 |

他団体への連携・協力

『会議・行事協力等』

| | |
|------------|-------------|
| 令和7年 4月24日 | 青少健理事会 |
| 5月 9日 | 青少健役員会 |
| 7月20日 | 第九支会納涼盆踊り大会 |
| 11月8・9日 | 第九支会文化祭 |
| 12月 7日 | 奥多摩溪谷駅伝競走大会 |
| 令和8年 2月15日 | 青梅マラソン |

『新町中学校運営協議会』

| | |
|------------|-------------------------|
| 令和7年 5月29日 | 青梅市学校運営協議会説明会 |
| 7月25日 | 新町中学校運営協議会 第1回会議 |
| 11月 7日 | 青梅市学校運営協議会 学校再編案についての説明 |
| 12月25日 | 新町中学校運営協議会 第2回会議 |
| 令和8年 2月13日 | 新町中学校運営協議会 第3回会議 |

令和7年度 委員会活動報告

<学年委員会>

令和7年度より活動を一時休止としているため、活動報告はございません。

<会報委員会>

会報誌「拓く」は休刊。

令和7年度より活動を一時休止としているため、活動報告はございません。

<校外委員会>

令和7年度より活動を一時休止としているため、活動報告はございません。

※ 議決書へは、今年度も各委員会を休止とすることについて賛否をご表明ください。

令和8年度 活動計画（案）

生徒の健全な育成及び教育的・社会的環境の整備を行うことを目的に、家庭と学校が協力し、地域の関係団体とも必要に応じ連携をして、本部役員等により次の活動を行う。

- (1) 学校生活や学校行事の円滑な運営と生徒の安心・安全な環境を確保するため、支援及び協力を行う。
- (2) 生徒の健全な育成を目指し、講演会等を行い、会員及び生徒の研鑽を図る。
- (3) 省資源・リサイクル運動及び生徒のボランティア活動を推進し、支援及び協力を行う。
- (4) 自治会及び関係団体と連携を保ち、地区の教育的・社会的環境の整備に努める。

また、生徒の健全な教育環境は維持できるように協力を保ち、PTA組織は少しずつ縮小していけるように努めていきます。

※今年度から保険の見直しによりビジサポ学校賠償プラン(統合賠償責任保険)に加入し、生徒の登校から下校までのケガや物損事故等も補償する内容へ変更いたします。

青梅市立新町中学校PTA会則

(名称および事務所)

第1条 この会は、青梅市立新町中学校PTAと称し、事務所を青梅市新町5丁目20番地の1の青梅市立新町中学校（以下「新町中学校」という）におく。

(目的)

第2条 この会は、広く地域住民の理解と協力のもとに、中学校生徒の教育及び社会的環境の整備を図り、健全な育成に務める事を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図り、研修を行う。
- (2) 学校教育への協力及び、教育的環境の整備に務める。
- (3) 地域に於ける関係団体との連携を密にし、社会的環境の整備に務める。
- (4) その他、この会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 この会の会員は、新町中学校に在籍する生徒の保護者及び、新町中学校の教職員とする。

(役員・理事・委員及び委員会顧問)

第5条 1. この会に、次の役員・理事・委員及び委員会顧問（以下「役員等」という）をおく。

| | | | |
|---------|-----|------------|-----------------|
| ＜役員＞ | 会長 | 1名 | (保護者) |
| | 副会長 | 3名以上 | (保護者2以上、教職員1以上) |
| | 総務 | 6名以上 | |
| | 会計 | 2名以上 | |
| ＜理事＞ | 若干名 | (全委員会の委員長) | |
| ＜委員＞ | 若干名 | | |
| ＜委員会顧問＞ | 若干名 | (教職員、役員) | |

2. 役員は、別に定める選出要領により候補者を選出し、総会において決定する。
但し、副会長・総務・会計については必要に応じて、若干名増員することが出来る。
3. 理事・委員及び委員会顧問は、別に定める選出要領により選出する。

(役員等の任期)

第6条 1. 役員等の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
2. 役員等に欠員を生じた場合の補充役員等の任期は、前任者の残任余期間とする。

(役員等の任務)

第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表して、会を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 総務は、この会の会務全般を処理する。

- (4) 会計は、この会の出納事務を行う。
- (5) 会計監査は、この会の経理及び財産を監査する。
- (6) 委員長（理事）は、所属の委員会を代表し、所属委員会の会務を統轄するとともに役員とこの会の全体計画、会務全般の審議を行い、結果を所属の委員会活動に反映する。
- (7) 委員は、それぞれ所属する委員会の活動にあたる。
- (8) 委員会顧問は、所属する委員会の相談にのり、所属の委員会活動を支援する。

（会議及び運営組織）

第8条 この会を運営し活動を行うために、次の会議及び運営組織をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 学年委員会
- (5) 会報委員会
- (6) 校外委員会

（活 動）

第9条 会議及び運営組織は、次の活動を行う。

- (1) 総会は、この会の最高の決議機関であり、毎年1回書面総会により定期に開催し、役員承認、活動計画、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。但し、会員の3分の1以上の要求があった時、又会長が必要と認めた時は、臨時にこれを開催することができる。議事は出席者の過半数によって決める。
- (2) 理事会は、会計監査を除く役員及び理事をもって構成し、全体計画、会務の審議、活動経過、活動状況の確認及び連絡・調整並びに役員会から委任された事項等の執行を行う。
- (3) 役員会は、会長、副会長、総務及び会計をもって構成し、総会及び理事会に付議する原案の作成並びに会の常務を処理すると共に、緊急を要する事項を処理する。
- (4) 学年委員会は、同一学年の保護者と先生の緊密な連携・協力及び親睦を図るための活動を行う。
- (5) 会報委員会は、会報の発行等の会報活動を行う。
- (6) 校外委員会は、校外での生徒の生活面での指導及び教育的、社会的環境を整備するための活動を行うと共に、自治会及び関係団体と連携を保ち、地区の教育的、社会的環境を整備する為の活動を行う。

（会議の召集）

第10条 総会、理事会及び役員会は会長が、委員会は各委員長が召集する。

（経 費）

第11条 (1) この会に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入を以って充てる。

(2) 会費は一家庭につき、月額250円とする。

(3) 緊急事態宣言等の発令により不測の事態が発生し、PTA活動が不可能となった場合は、会長の承認があれば会費の変更ができる。

（会計年度）

第12条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会則の改正）

第13条 この会則の改正は、総会の議決による。

（その他）

第14条 学校長は、全ての会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第15条 この会の運営に必要な細則は、別に定める。

付 則

1. この会の会則は、この会の設立の日から施行する。
2. 昭和56年度に於ける役員任期は、第6条1項の規定にかかわらず昭和57年3月31日までとする。
3. 昭和61年 5月17日改訂 (第5条の総務の数変更)
4. 平成 2年 5月19日改訂 (第11条第2項変更)
5. 平成 3年 5月25日改正 (全面見直し変更)
6. 平成 8年 5月18日改正 (総務の数・監事関連の一部変更)
7. 平成10年 5月16日改正 (副会長・総務の数変更及び住所表示変更、但し役員数の変更は平成10年度限りとする。)
8. 平成11年 5月22日改正 (第5条の副会長・総務の数変更及び2項変更)
9. 平成16年 5月 8日改正 (第8条・第9条の校外指導委員会と地区委員会を統合による変更)
10. 平成23年 5月 7日改正 (第5条・第8条・第9条の校外地区委員会の名称を校外委員会に変更)
11. 平成26年 5月 26日改正 (第5条・2 一部変更)
12. 平成27年 4月 25日改正 (第5条・1 一部変更)
13. 令和2年 5月 9日改正 (第8条の(6) 研修委員会を削除、第9条(1) 総会を
書面決議に変更、第9条(6) の研修委員会を削除、第11条(3) 会費を変更規則の
変更)
14. 令和3年 5月14日改正 (第5条・1 副会長 3名 以上(保護者2以上、教職員
1以上)に変更)

細 則

第1条 この細則は「青梅市立新町中学校PTA会則」第15条に基づき、必要な事項を定めるものである。

第2条 役員候補者は、次により選出する。

- (1) 役員候補者(教職員)の選出は、学校に委任する。但し、副会長候補者の教職員は副校長の職にある者をもってあてる。
- (2) 役員候補者(保護者)選考にあたっては、「役員候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という)を設置する。
- (3) 推薦委員会は、副会長(副校長)、役員及び学年委員をもって構成する。
- (4) 推薦委員会は、役員候補者を選出し、本人の同意を得て、定期総会に先立ち理事会に於いて発表する。

第3条 各委員会の構成は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|--------------------|-------|
| (1) 学年委員会 | 委員長1名、副委員長1名、委員若干名 | 顧問若干名 |
| (2) 会報委員会 | 〃 | 〃 |
| (3) 校外委員会 | 〃 | 〃 |

第4条 各委員会の委員並びに委員長、副委員長は、次により選出する。

- (1) 各委員は、各学級1名ずつ会員の互選により選出する。

- (2) 各委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 重大な公衆衛生上の危機、大規模な災害発生等の社会的状況により委員の構成を変更することがある。

第5条 委員会顧問は、委員会毎に教職員から1名以上、役員から若干名とし、次により選出する。

- (1) 教職員の顧問は学校に委任する。
- (2) 役員(保護者、但し会長を除く)は互選により、学年委員会以外のいずれか1つの委員会顧問となる。

第6条 PTAの会費徴収は、学年委員会・会報委員会の委員が行う。

第7条 この細則の改正は、理事会の決議による。

付 則

- 1. この細則は、昭和56年6月20日から施行する。
- 2. 昭和63年4月11日 一部改正
- 3. 平成元年1月8日 //
- 4. 平成3年4月17日 全面見直し改正
- 5. 平成4年3月11日 一部改正(第2条(3)第4条(4)-1)
- 6. 平成7年3月1日 一部改正(第4条(4))
- 7. 平成8年2月14日 一部改正(第2条(3))
- 8. 平成10年4月10日 一部改正(第4条(1)、第6条、第7条)
- 9. 平成11年5月22日 一部改正(第7条)
- 10. 平成16年2月4日 一部改正(第2条、第3条、第4条、第5条)
- 11. 平成18年4月20日 一部改正(第4条(4))
- 12. 平成21年4月15日 一部改正(第4条(4))
- 13. 平成22年3月3日 一部改正(第3条(1)、第4条、第4条(1)、第5条、第7条)
- 14. 平成23年2月9日 一部改正(第2条(3)、第3条(4)、第4条(1)、(5))、削除(第4条(2)(3)(4))
- 15. 平成27年3月4日 一部改正(第2条、第4条)、削除(第5条)
- 16. 令和2年5月9日 一部改正(第3条(3)研修委員会削除、第6条 研修委員会削除)
- 17. 令和3年5月14日 一部改正(第4条(3))

諸 規 定

1. 弔慰金及び見舞金支給規定

会員及び教職員にかかる弔慰金及び見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 会員、生徒、職員の死亡 10,000 円
- (2) 役員、教職員の同居の親族の死亡 5,000 円
- (3) 見舞金は、役員、生徒、教職員であって、次の基準による。

イ. 入院期間及び自宅療養の 30 日以上要した場合 3,000 円

ロ. その他災害等特別な事由によって見舞い金を支給することが適当と認められる場合は、役員会で決定する。

2. 旅費規定

役員及び教職員が、本会用務のため管外に出張する時は、次により旅費を支給する。

- (1) 半日以上を要する場合 旅費
- (2) 1 日以上を要する場合 旅費及び 1 日当たり 800 円

付 則

この規定の改廃は、理事会で行う。

- 1. 本規定の役員は、会則第 5 条第 1 項に定める会長以下会計までとする。
- 2. 入院、加療の期間 30 日は学校の規定と均衡で定めた。
- 3. 平成 6 年 4 月 13 日 一部改正 (1- (1))
- 4. 平成 8 年 2 月 14 日 一部改正 (付則 1)
- 5. 平成 17 年 4 月 13 日 一部改正 (1)
- 6. 平成 21 年 4 月 15 日 削除 (2)
- 7. 令和 元年 5 月 11 日 削除 (1- (1) (2) (3))
- 8. 令和 4 年 5 月 27 日 3.報奨金規定 新設
- 9. 令和 5 年 5 月 25 日 一部改定 (3- (1) (2) (3) (4))
- 10. 令和 6 年 5 月 11 日 一部改定 (3- (1) (2) (3))
- 11. 令和 7 年 5 月 12 日 3.報奨金規定 削除

青梅市立新町中学校 P T A 個人情報取扱い

(目的)

第1条 この取扱いについて本会が保有する個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 この取扱いは、総会資料等で会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は役員等推薦委員会および事業等にて個人情報を取得するものとする。本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会が運営上必要な事項で、会員の同意を得た事項

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 本会に運営する文書の送付等
- (2) 役員名簿の作成および役員への配布
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または役員が指定する役員が保管し、適切に管理するものとする。

2. 不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは東京都、青梅市またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。
- (5) 本会その他これらに準じる公共目的の団体等が本会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

付 則

1. この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。